燃えがらから盛土材製造

産廃中間処理の許可取得

処分場限定使用で安全性確保

フジコーポレーション

フジコーポレーション（本社・長野県佐久市、山口幸男社長、☎0267・66・66 68）は、長野県から2月24日付けで、同社の管理型最終処分場（同小諸市）の埋立地内における産業廃棄物の中間処理と13号廃棄物の最終処分の業許可を取得した。燃えがら、ばいじんなどの廃棄物を移動式重金属固定セメント混練施設（処理能力・1日8時間稼働で800㌧）で混練したものを圧密成形して、同処分場の盛土材として再生・使用する。同様の許可を一般廃棄物ですでに取得しており、今回の許可取得で産廃も含めたリサイクル体制を整えた。

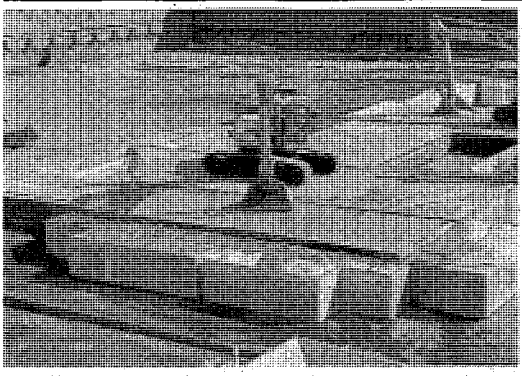

盛土材を圧密成形するようす

リサイクルの工程は、搬入した廃棄物を原材料にセメント混練により盛土材を製造。成形用型枠に投入して圧密成形した後、打設用バケットで上層部を成形する。山砂または溶融スラグを敷き、膨張抑制のための鉄板を載せ、一晩養生する。廃棄物全量を処分場内で環境基準を満たす安全で強固な地盤として再生される。

浸出水の処理設備についても万が一に備えて二系列を設け、液中膜を中心にばっ気処理、薬剤処理を組み合わせることで、技術基準省令よりも厳しい自社基準を達成している。

長野県は中間処理の許可条件として、①設置場所である管理型最終処分場内に限る②中間処理したものを再生する場合は、土壌の汚染に係る環境基準に適合したものであり、単位体積質量を概ね1・5㌧／立方㍍、かつ支持力が300㌔N／平方㍍以上が確保されるよう区画毎に打設等圧密成形したものを同処分場の埋立地内に盛土材の用途として使用する場合に限るとした。

山口藤吉郎会長は「現在、重金属を含む廃棄物をマテリアル利用する技術はあるものの、製品が環境面や人体に及ぼす影響についての検証は不完全。自社処分場での使用に限定することで一層の継続した安全性を確保している」と語る。